

産廃跡地現場視察資料

1 竹生新田

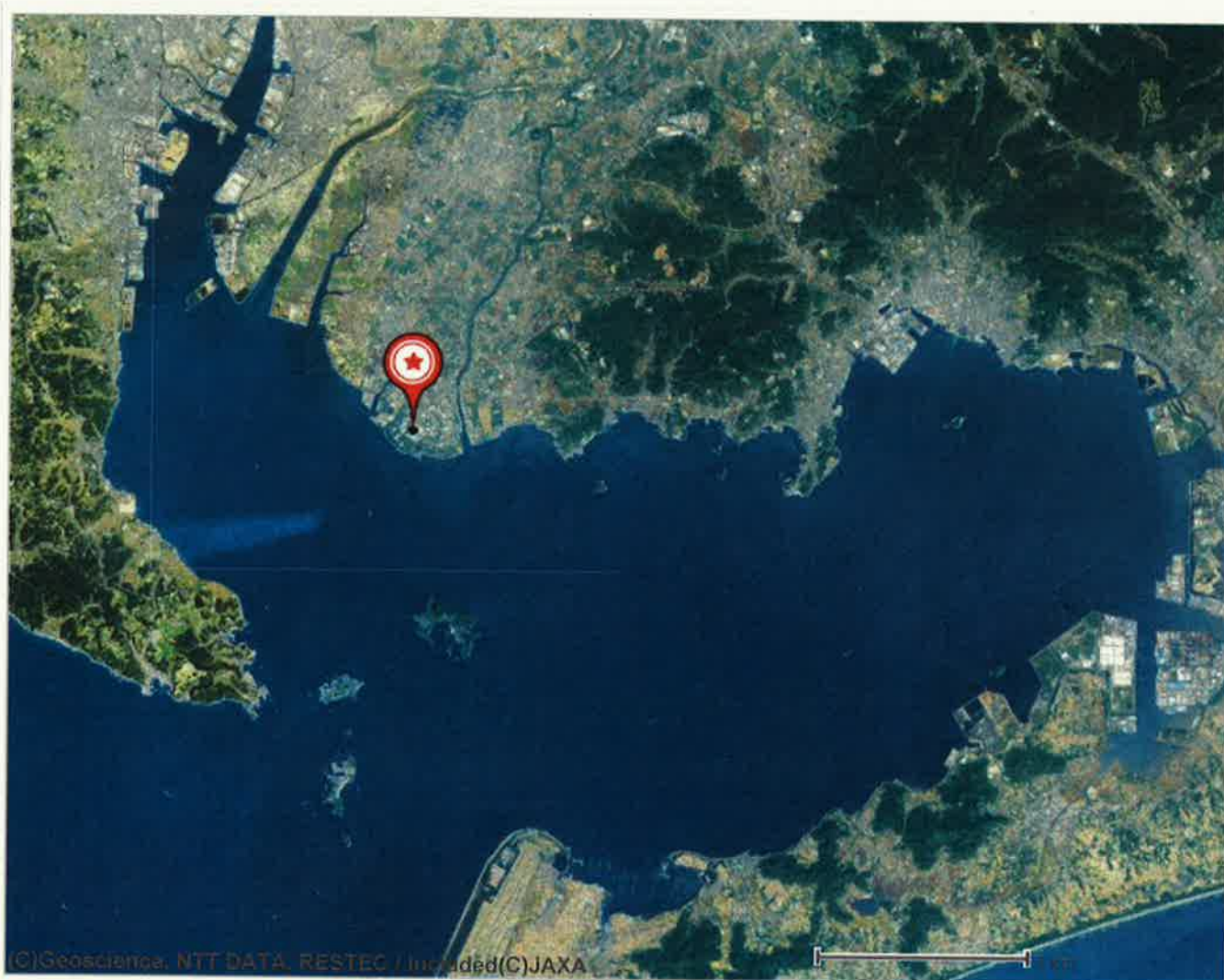
① 新田開発

目的 塩田の整備

着手 1893年（明治26年）

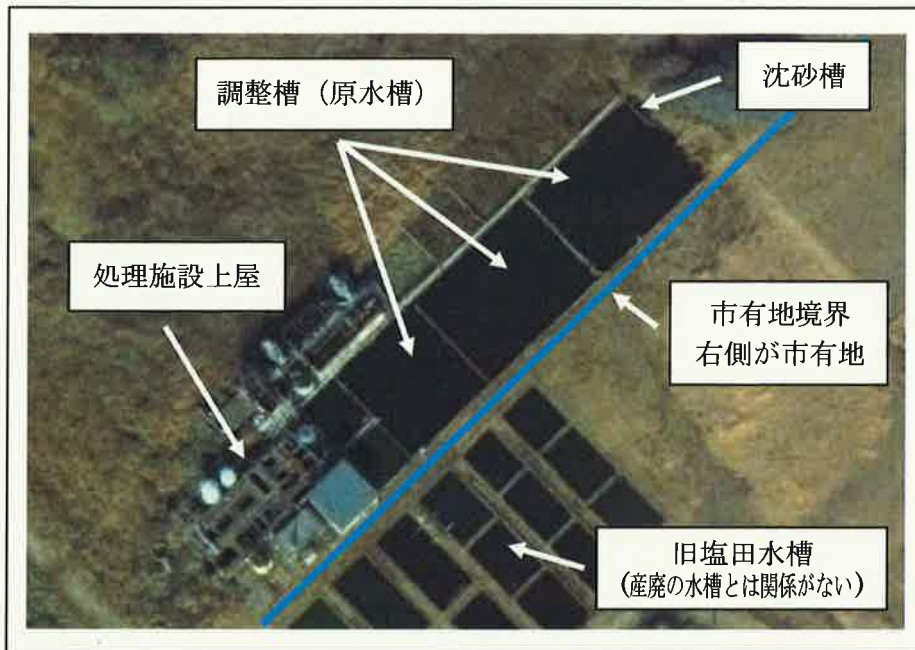
完成 1895年（明治28年）

② 竹生新田の位置



2 航空画像

① 污水处理施設 … P6、7設計図面参考



- 沈砂槽

第1から第3工区のシート内に溜まった汚水をポンプで汲み上げ、投入される水槽で、ここで砂が濾過される。

- 調整槽 (原水槽)

砂を濾過した原水 (未処理水) を溜めておく水槽で、画像上では3区画に仕切られているが、実際は繋がっている。

※ 10年以上前から汚水の汲み上げは行われていない。

② 第1工区 … P4全体図、P8断面図、P10地質現況図参考



③ 第2工区 … P4全体図、P8 断面図参考



第1、第2工区は塩田の跡地

④ 第3工区 … P4全体図、P9 断面図、P11 地質現況図参考



- 第3工区は、平成初頭までは養鰻池であった
- 地質測定箇所については不明

西尾市一色町生田竹生新田全体図



産廃跡地域		総面積：149,220㎡
提案処分場区域		総面積：530,000㎡
市道(市道認定)		・生田2号線
		・生田23号線
		・生田28号線
赤道(あかみち)		
市有地		
汚水処理施設		

3 その他特記事項

① 調整池（汐除け）、第3工区外周排水路

- ・新田北西部及び第3工区の外周に公共的用途の高い調整池や排水路があり、新田内に降った雨、生活排水及び事業排水などが流入する。
- ・調整池に溜まった水は、樋門または排水機により三河湾に排水される。
- ・調整池、外周排水路は、新田開発時から100%私有地となっている。

※ 調整池の面積：約50,000㎡

② 竹生排水機場、竹生樋門

- ・現在の排水機場は、地元からの要望に基づき、平成4年度から6年度（3ヵ年事業）に掛けて整備した。
- ・排水能力 … 毎秒0.9トン（最大）
- ・樋門は、潮の干満の力を利用し、自然排水が行われている。

③ 市有地

- ・地番 西尾市一色町生田竹生新田4-51
- ・地目 雑種地
- ・面積 6,176㎡
- ・一般廃棄物（不燃性廃棄物）埋立時期 昭和51、52年

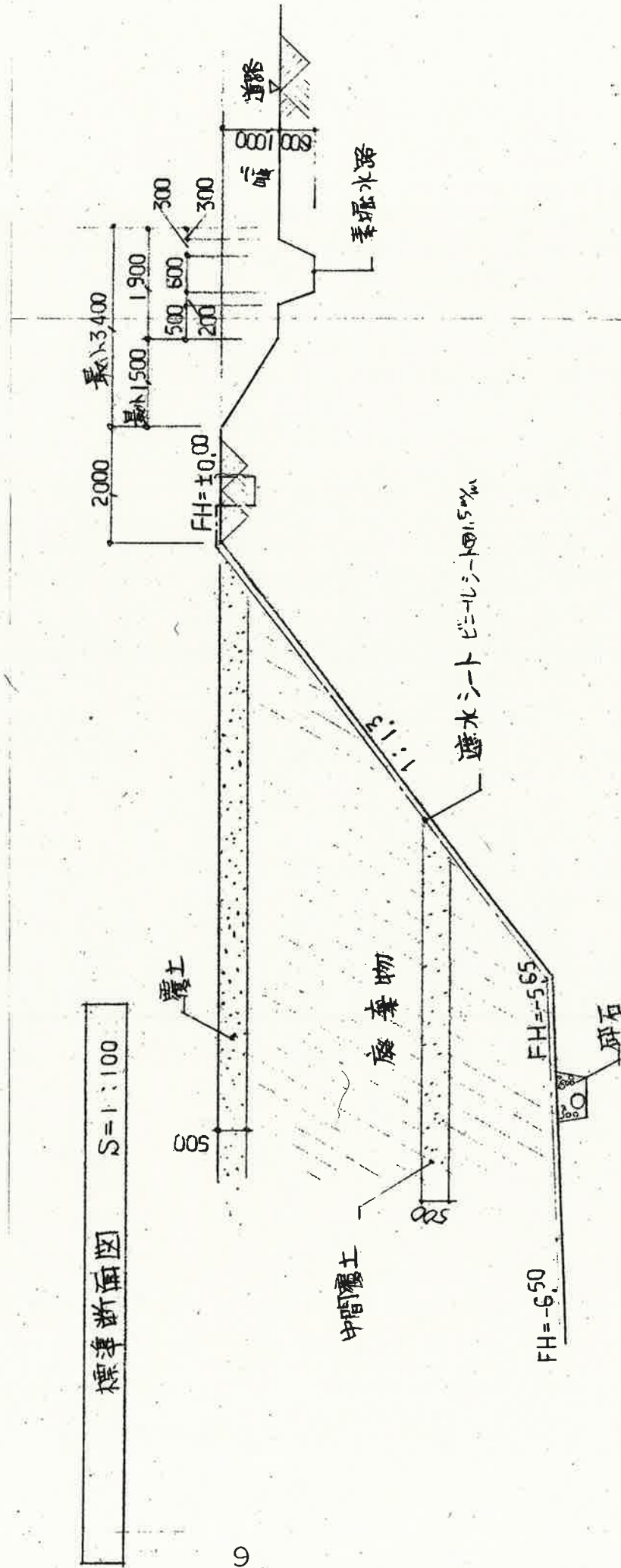
④ 新田外周護岸堤防

- ・平成9年度から25年度に掛けて、護岸堤防設備の耐震化工事が行われた。
- ・事業主体 愛知県建設部河川課

⑤ 赤道（あかみち）

- ・第1工区と第2工区の間には、地番がなく、また道路認定されていない道路、通称「赤道（あかみち）」が走っている。
- ・赤道管理 西尾市

第3工区 断面図

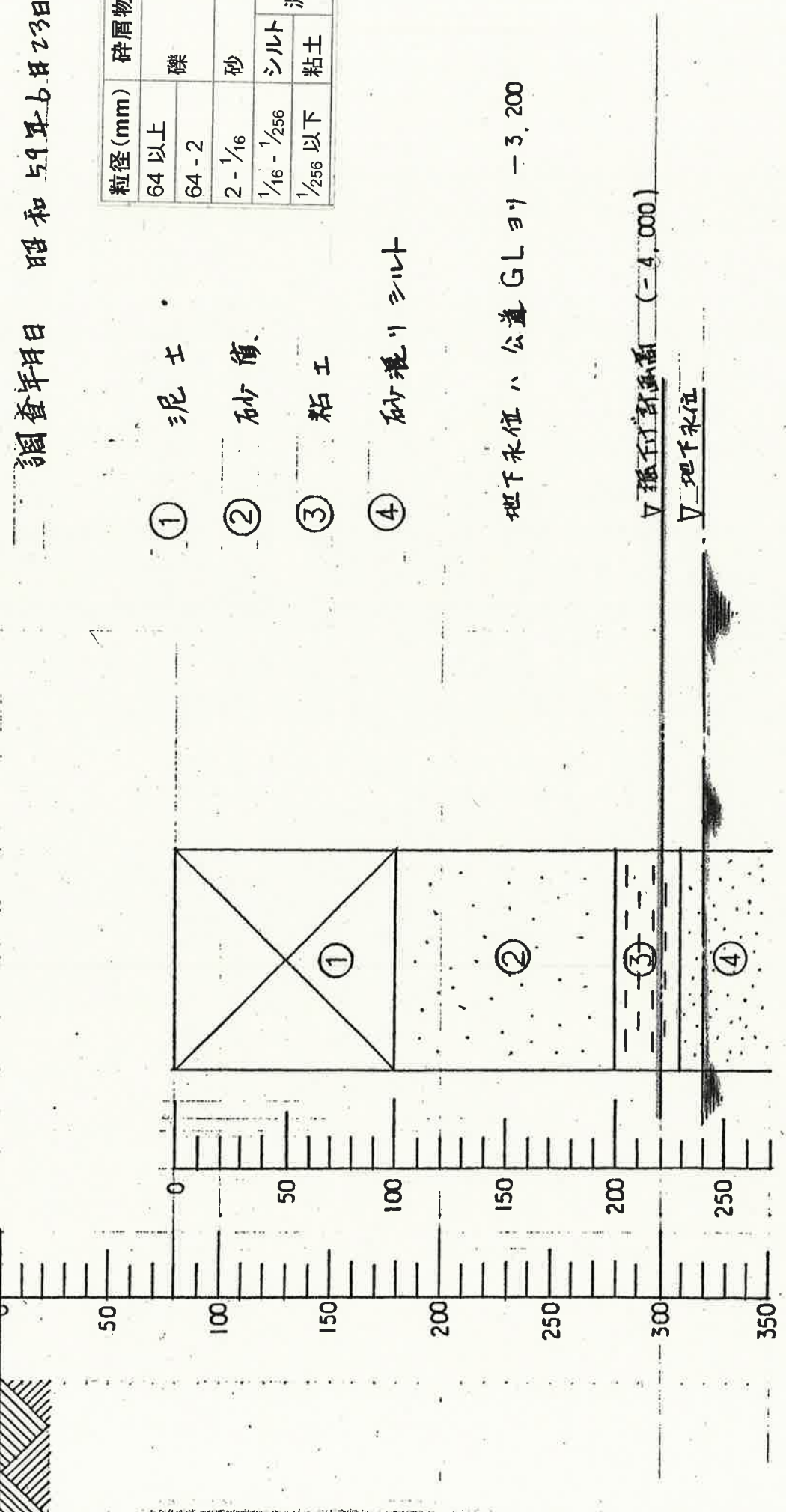


第1、第2工区地質図

現況ニテハル地質状況

調査年月日 昭和 59年6月23日

▽公道GL = 1,000



粒径 (mm)	碎屑物
64 以上	礫
64 - 2	
2 - 1/16	砂
1/16 - 1/256	シルト
1/256 以下	粘土 泥

- ① 泥土
- ② 砂質シルト
- ③ 粘土
- ④ 砂混リシルト

地下水位ハ公道GLヨリ - 3.200

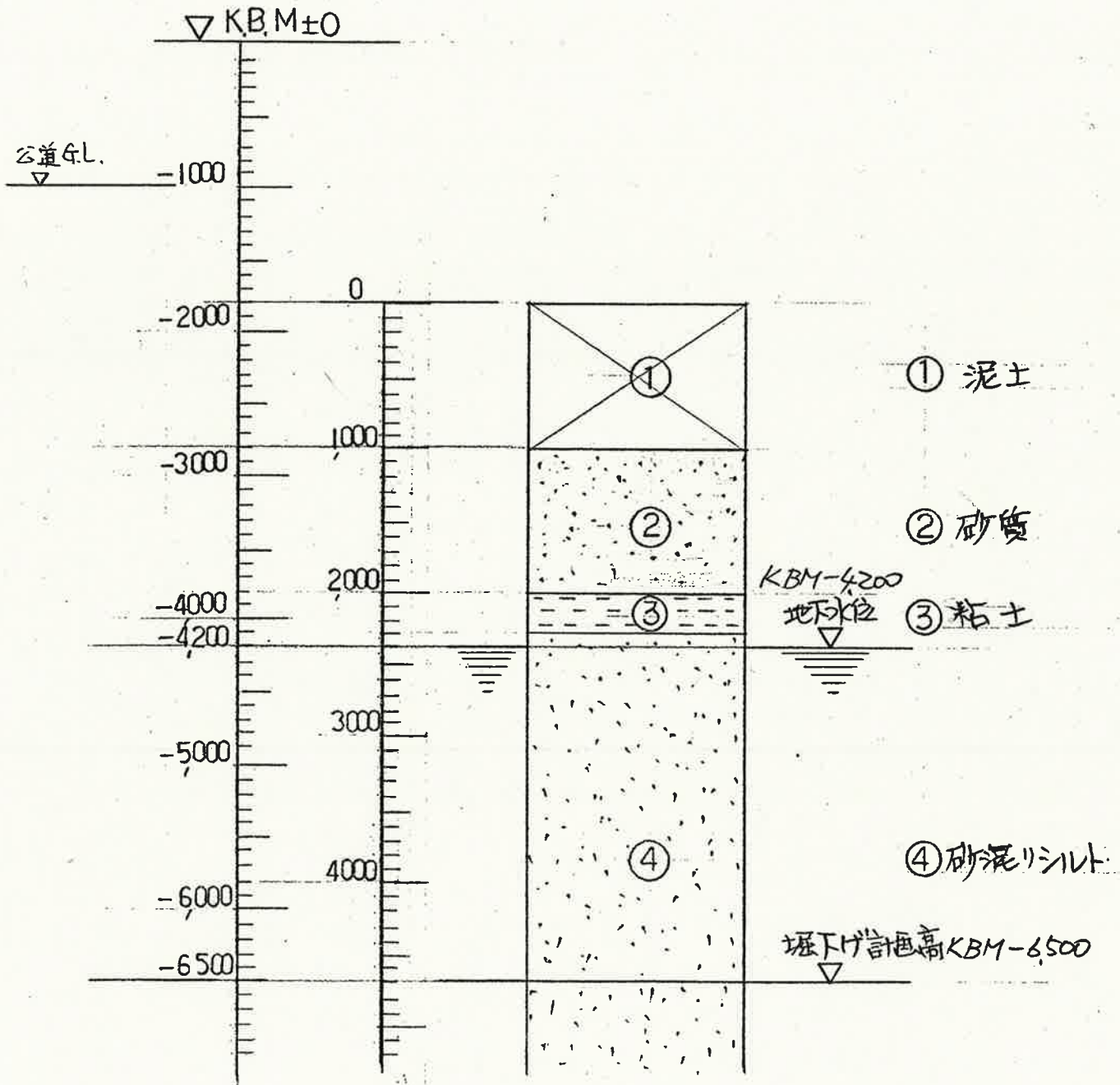
▽掘削部水深 (-4.000)

▽地下水位

第3工区地質図

復況 = オケル地質状況図

調査年月日 平成3年10月1日



議題 ① 第1回会議質問事項回答について

1 第1工区、第2工区には、「鉍さい」以外の物が入っていないか。最終的に許可された11品目が入っていないか。(一般廃棄物である焼却灰を除く)

※ 11品目：第1回会議概要説明資料P7参考

※ 平成27年1月8日 愛知県に回答依頼

回答 ・西尾市：市(旧一色町)としては、把握していない。

・県：確認することができない。

2 覆土を含めて所定の容量が入っているのか。計画どおりに埋立は完了したのか。

※ 処分場の容量については、第1回会議概要説明資料P6参考

※ 平成27年1月8日 愛知県に回答依頼

回答 ・西尾市：市(旧一色町)は、業者から報告を受けていないので埋立実績は把握していない。

・県：確認することができない。

参考 平成13年1月30日付けで、当時の西尾保健所が、三共資源工業に対して、埋立高さについて改善するように文書指導を行っている。

※ 愛知県は、廃掃法の規定に基づき、1年間の処理実績をまとめた報告書(品目別の処理実績含む)を受けている。

参考 報告に係る規定：改正前廃掃法第14条第5項(改正後12条の3第7項)

※ 該当文書については、許可取り消し後9年が経過することから、県の規定に基づき、廃棄されている可能性がある。

3 県の水質調査結果はどのようなか。

※ 平成27年1月29日 議題資料提示の可否について愛知県に照会

回答 県：周辺水路の水質の測定結果は、水質汚濁に係る環境基準に適合している。

4 土壌汚染対策法に定める基準を超過している場合、措置命令が適用されるか。「生活環境保全上の支障の対象」となるのか。

- ※ 廃掃法は、基本的に平成23年3月31日以前に取消しを受けた処分場に関しては、維持管理適用を受けることはない。「法の適用を受けない、廃棄物が埋まった土地」との見解である。
- ※ 廃掃法における措置命令、代執行の規定については、経過措置が設けられていない。

回答 県：旧処分場跡地は、廃棄物処理法に基づく廃止確認の手続きがされていないため、要件を満たせば廃棄物処理法の措置命令の対象となる。(廃棄物は、土壤汚染対策法の対象となっていない)

- ※ 措置命令、代執行は、一般廃棄物については西尾市が、産業廃棄物については愛知県が権限を有する。
- ※ 措置命令、代執行までの問題点
 - ・「処理基準または保管基準に適合しない廃棄物処理が行われていること。」また、「生活環境保全上の支障が生じ、または生じるおそれがあると認められるとき。」の要件を満たさなければならない。
 - ・「措置を命ずることができる。」「生活環境の支障の除去等の措置を講ずることができる。」との表現であるため、「義務」ではない。従って、県や市の裁量、判断に委ねられる。つまり、個別案件に応じて総合的判断される。
 - ・基準値については、継続して超える必要がある。また、汚染された原因を追求する必要があることから、最終段階の行政代執行まで期間を要することが考えられる。
 - ・原因究明や代執行実施までに相当の期間を要する場合、漁業関係者に対する風評被害の発生が考えられる。

参考

措置命令に係る法令の抜粋

19条の4 (一部)

一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、市町村長は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

19条の5 (一部)

産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、

期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

支障等の除去（代執行）に係る法令の抜粋

19条の7（一部）

第19条の4第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。

19条の8（一部）

第19条の5第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。

議題 ② 第1回会議検討事項等について

1 周辺調査などデータ取扱いに係る会議の進め方について 資料 2-1

第1回会議委員意見

データの共有は大切だが、取扱いを間違えると風評被害に繋がる。

協議事項

- ・ 議題の公開、非公開について

参考 非公開情報例

- ・ 個人情報 (P22-P27)
- ・ 事業活動情報 (P27-P31)
- ・ 公共の安全等情報 (P31-P33)
- ・ 事務事業情報 (P33-P34)

協議結果

- ・ データの回収について

協議結果

2 委員の増員について 資料 2-2

第1回会議委員意見

町内会長について旧一色地区は西部、中部、南部、東部の4小学校区があるので代表町内会長を委員とすべきではないか。また、副町内会長も委員としないか。

※ 問題点

- ・ 充て職であることから、毎年委員が交代する。
- ・ 副町内会長を委員とした場合、委員の数が多くなり過ぎ、協議組織としての体が保てるのか、また会議日程調整が難しくなる。

協議結果

第7条関係(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

第1 趣旨

本条は、開示請求のあった公文書は、例外的に不開示とすべき情報が記録されている場合を除き、原則として開示すべきものであることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 不開示情報は、開示されないことの利益を保護するため、原則開示の例外として定めたものであるから、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合は、第9条の規定により開示することが公益上特に必要と認められるときを除き、いかなる場合においても開示できないものである。

2 この条と地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の守秘義務との関係については、本条が開示してはならない情報の範囲を定めているのに対して、同法第34条の守秘義務は、地方公務員の職務上知り得た秘密を守るべき服務規律を定めたものであり、両者はその趣旨及び目的を異にしている。

したがって、不開示情報が守秘義務の対象となるかどうかについては、個別具体の事案ごとに判断すべきものであり、条例上の義務として適法に開示をしている限りにおいては、職員個人が守秘義務違反に問われることはない。

また、誠実に開示をしたにもかかわらず、結果として、不開示情報を開示したような場合（職務義務違反）についても同様である。

3 法令等の規定により公文書の提出、閲覧等を要求された場合は、要求の根拠となった法令の趣旨、要求の目的、対象となる公文書の内容等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定することとなる。本条に該当するか否かをもって、要求に対する諾否の理由とすることはできない。

法令等の規定により公文書の提出、閲覧等を要求される場合としては、次のようなものがある。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条（議会の調査権）
- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条（捜査機関

からの照会)

(3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2（報告の請求）

(4) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条（文書提出命令）

4 公文書の開示は、開示請求の目的、開示請求者の如何を問わず、すべての開示請求に対して平等の結果をもたらすべきものである。したがって、個人に関する情報の本人からの請求であることを理由として、本人に限り開示するといった取扱い（本人開示）をすることはできない。

5 不開示情報に該当するかどうかの判断は、本条各号の解釈及び運用に従い、開示請求の都度、社会情勢、判例動向等を見極め、適正かつ迅速に行わなければならない。

第7条第1号関係(法令秘情報)

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣、知事等の指示により、公にすることができないと認められる情報

第1 趣旨

本号は、法令若しくは他の条例の規定若しくはその趣旨により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による主務大臣、知事等からの指示により、公にすることができないとされている情報は、この条例においても不開示とすることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 「法令」とは、法律及び政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令をいう。

2 「法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣、知事等の指示」とは、主務大臣、知事又はこれらの者から権限の委譲を受けた者からの指示で、実施機関に対し、具体的な行為を行うよう法的に拘束するものをいう。

地方自治法によれば、国又は県が市町村に対して指示をする場合には、法律又はこれに基づく政令の根拠が必要（同法第245条の2）であり、指示をする場合には、その内容及び理由を記載した書面の交付が必要（同法第249条）である。

したがって、本号の「指示」に該当するためには、次に掲げる要件

を満たしたものでなければならない。

- (1) 法律又はこれに基づく政令の規定により、主務大臣等の権限ある者から発せられたものであること。
- (2) 書面により行われたものであること。
- (3) 公にしてはならないとする旨が明確であること。
- (4) 公にしてはならない公文書（情報）の範囲が明確であること。
- (5) 公にすることの支障が明確であること。

以上の要件を満たさない指示については、他の本条各号の規定を適用して、開示することによる支障を具体的に検討し、実施機関の判断によって決定することとなる。

3 「公にする」とは、不特定多数の者に知り得る状態にすることをいう。

4 「法令若しくは条例の規定により、公にすることができないと認められる情報」には、法令等の明文の規定により、何人に対しても公にすることを禁止している場合はもとより、特定の者以外の者に対して公にすることを禁止している場合も含まれる。

また、法令等の趣旨又は目的から当然に公にすることができないと認められる情報も含まれる。

次のような情報がこれに当たる。

(1) 明文の規定により公にすることが禁止されている情報

根拠法令	該当する情報
刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第47条	公判の開廷前における訴訟に関する情報
著作権法（昭和45年法律第48号）第21条	著作物の複製（写しの交付の期限）
西尾市印鑑条例（昭和49年西尾市条例第32号）第16条	印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類

(2) 明文の規定により目的外使用が禁止されている情報

根拠法令	該当する情報
栄養改善法（昭和27年法律第248号）第6条	国民栄養調査のために徴した調査票
統計法（昭和22年法律第18号）第15条	指定統計を作成するために集められた調査票

(3) 個別の法令等により職員に具体的な守秘義務が課されている情報

根拠法令	該当する情報
医療法（昭和23年法律第205号）第72条	当該官吏等が診療録又は助産録の検査に関し知得した医師、歯科医師又は助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第67号	ア 医師が感染症の患者であるかどうかに関する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た人の秘密 イ 公務員等が感染症に係る届出の受理、質問又は調査、健康診断、措置等の職務の執行等に関して知り得た人の秘密
救急救命士法（平成3年法律第36号）第47条	救急救命士が業務上知り得た人の秘密
刑法（明治40年法律第45号）第134条	医師、薬剤師、助産婦等が業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密
結核予防法（昭和26年法律第96号）第62条	健康診断、ツベルクリン反応検査、予防接種又は精密検査の実施の事務に従事した者等がその実施等に関して知得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第53条	健康診断、指導、相談等の事務に従事した者等がその職務に関して知り得た人の秘密
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第61条	児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密
視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第19条	視能訓練士が業務上知り得た人の秘密
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第35条	住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者等がその事務に関して知り得た秘密
消防法（昭和23年法律第186号）第4条、第16条の5及び第34条	消防職員が関係のある場所に立ち入って検査又は質問を行った場合等に知り得た関係者の秘密
診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第29条	診療放射線技師が業務上知り得た人の秘密
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第53条	ア 精神病院の管理者、指定医等が職務の執行に関して知り得た人の秘密 イ 精神病院の職員等が精神病院の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密
地方税法（昭和25年法律第226号）第22条	地方税に関する調査に関する事務に従事している者等がその事務に関して知り得た秘密
中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）第3条	中小企業支援事業に従事する者等が業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密

統計法（昭和22年法律第18号）第19条の2	指定統計調査に関する事務に従事する者等が職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項
------------------------	---

母体保護法（昭和23年法律156号）第27条	不妊手術又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者が職務上知り得た人の秘密
薬事法（昭和35年法律第145号）第86条	薬事法に基づいて得た他人の業務上の秘密
理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第16条	理学療法士又は作業療法士がその業務上知り得た人の秘密
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第19条	臨床検査技師又は衛生検査技師が業務上取り扱ったことについて知り得た秘密
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第104条	健康診断の実施の事務に従事した者がその実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密

(4) 公にすることを禁止する明文の規定はないが、個別の法令等の趣旨、目的等から明らかに公にすることができないと認められる情報

第7条第2号関係(個人情報)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員

及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第1項に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

第1 趣旨

本号は、一般的に当該個人の権利利益の保護を図る上で不開示とする必要のないもの及び保護されるべき権利利益を考慮しても開示する必要性の認められるものを除き、特定の個人を識別することができる情報を包括的に不開示とすることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 「**個人に関する情報**」とは、個人に関する事項についての事実、判断、評価その他一切の個人に関する情報(以下「**個人情報**」という。)をいい、次のようなものがこれに当たる。

(1) 戸籍的事項に関する情報

区 分	該 当 す る 情 報
戸籍的事項に関する情報	氏名、住所、性別、生年月日、本籍、出身地、国籍、続柄、親族関係、婚姻、離婚、養子縁組、離縁、認知、死亡等

(2) 経歴に関する情報

区 分	該 当 す る 情 報
学歴等に関する情報	学校名、入学・卒業年度、在学期間、退学・停学・休学の処分、自治会活動・サークル等の課外活動歴等
職業、職歴等に関する情報	勤務先名、事業名、職種、職歴、職位、在職期間、就職退職年月日、昇給・昇格、配置転換、解雇・停職処分等
その他経歴に関する情報	受賞歴、犯罪・違反・逮捕・補導歴・更生施設・社会福祉施設への入所歴等

(3) 心身に関する情報

区 分	該 当 す る 情 報
心身の障害に関する情報	身体・精神障害の有無・程度・部位に関

	する情報等
疾病、負傷等に関する情報	傷病名、傷病歴、傷病の原因等
検査、診療等に関する情報	検査名、検査結果、傷病の所見、看護記録、訓練記録、治療の内容・方法等
その他心身に関する情報	健康状態、血液型、体格・体力、運動能力、容姿の特徴等

(4) 能力・成績に関する情報

区 分	該 当 す る 情 報
能力・成績に関する情報	学業成績、職務の実績・評価、職務上の資格、各種試験成績等

(5) 財産、収入状況に関する情報

区 分	該 当 す る 情 報
財産、収入状況に関する情報	収入（給与所得、譲渡所得等の収入金額等）、資産の状況（不動産、動産の種類・価格等、債権、債務等）

(6) 思想、信条に関する情報

区 分	該 当 す る 情 報
思想、信条等に関する情報	支持政党、宗教、信仰、主義・主張、意見、思想・信条、趣味等

(7) その他個人生活に関する情報

区 分	該 当 す る 情 報
家庭状況に関する情報	家族構成、扶養関係、同居・別居、母子・父子家庭、里親・里子等
居住状況に関する情報	持家・借家の別、間取り、居住期間等
社会活動状況に関する情報	各種団体への加入の有無・団体名、各種行事・運動・集会への参加状況、施設の利用状況等
その他個人生活に関する情報	紛争、交際、各種相談の内容、苦情等の内容、個人の暮し向き、生活保護世帯、生活保護の受給者、その他個人生活に関する情報

「個人」には、死者の情報を公にすることで、死者又はその遺族の名誉等を害することも想定されることから、死者も含まれる。

2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、その性質上、法人その他の団体に適用される本条第3号の規定により判断することとしたものである。ただし、事業とは直接関係のない個人としての情報については、本号により判断する。

3 「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、生年月日、住所、勤務先の役職名など、その情報自体から個人を直接識別すること

ができ、又は識別される可能性がある情報をいう。

- 4 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができる情報をいう。例えば、用地買収をしたような場合、買収地の所在を明らかにすると、土地登記簿の閲覧により被買収者を容易に特定することができる。
- 5 個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素となる場合がある。例えば、同様の性質を有する情報であっても、対象者数の多寡により、他の情報と照合した場合の識別可能性が高くなったり、低くなったりするような場合である。
- 6 「公にする」とは、本条第1号と同義である。
- 7 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、情報自体に個人識別性がなくても、公にすると、財産権、人格その他個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報をいい、未公表の著作物・研究論文・研究計画、カルテ、反省文等がこれに当たる。
- 8 「個人の権利利益」とは、生活、健康等の社会生活的な利益、財産等の経済的な利益などのほか、名誉等の人格的な利益が含まれる。
- 9 「法令若しくは条例の定めるところにより、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(ただし書ア)とは、次のよう情報をいう。

- (1) 法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報

区 分	根 拠 法 令	該当する情報
公証に関するもの	商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条、第11条	商業登記簿に登録された事項
	著作権法（昭和45年法律第48号）第78条、第88条、第104条	著作権登録原簿、出版権登録原簿、著作隣接権登録原簿に記載された事項等
	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第22条	自動車登録ファイルに登録されている事項
	特許法（昭和34年法律第121号）第186号	特許原簿に登録された事項等
	不動産登記法（昭和32年法律第24号）第21条	土地登記簿、建物登記簿に登録された事項

資格に関するもの	海事代理士法（昭和26年法律第32号）第14条	海事代理士名簿に登録された事項
その他	建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2	建築計画概要書に記載された事項
	公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条	選挙運動に関する収入及び支出の報告書に記載された事項
	都市計画法（昭和43年法律第100号）第47条	開発登録簿に記載された事項
	都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条	都市公園台帳に記載された事項
	土地区画整理法（昭和29年法律119号）第20条	事業計画に記載された事項

(2) 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

区 分	該当する情報
公表することを前提として本人から任意に提供された情報	選挙公報登載のため候補者から提供された情報、市の刊行物への寄稿、議会に対する請願・陳情等
公表することに本人が同意している情報	市に対する要望等で本人が公表することに同意している情報、ボランティア名簿等で本人が公表することに同意している情報、寄付等に関する情報で本人が公表することに同意している情報等
個人が自主的に公表した資料等から何人も知ることができる情報	出版物に記載された著者名・経歴、公開の集会での個人の発言記録、報道記事、刊行物等で公表された個人の職業、所属団体等
従来から公表されており、今後とも公表しないこととする理由のないことが明らかな情報	受賞者名簿、官報に登載された者の氏名等（弁護士、国家試験合格者等）、地価公示価格、美術展等出品者名簿等

10 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(ただし書イ)とは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産とを比較衡量し、後者が前者に優越すると認められる情報をいう。

また、現実に生命、財産等に対する被害が発生している場合に限ら

れず、被害が発生するおそれがある場合も含まれる。

- 1 1 「**公務員等**」(ただし書ウ)とは、国家公務員、地方公務員、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人）の役員及び職員をいい、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかを問わない。
- 1 2 「**その職務の遂行に係る情報**」(ただし書ウ)とは、公務員が、行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合における情報をいう。したがって、休暇記録、勤務成績、賞罰など公務員としての身分上の取扱いに係る情報は、これに当たらない。
- 1 3 本号の規定は、個人情報記録されている公文書に対して、当該個人から開示請求（本人開示）があった場合においても不開示とするものである。
- 1 4 本号ただし書イの規定により開示しようとする場合には、意見書を提出する機会を与えなければならない。（第15条第2項参照）
- 1 5 公務員の職務にかかる情報であっても、それを公にすると、当該公務員の生命、身体等に危害が及ぶおそれがある場合は、本条第4号を適用して、そのすべてを不開示としなければならない。

第7条第3号関係(事業活動情報)

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第1 趣旨

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な利益等を保護するため、

法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報については不開示とすること並びに人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要と認められる情報は、開示とすることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「法人」とは、営利法人、公益法人（社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人等）、特殊法人（公社、公団、事業団等）その他の法人格を有する団体であって、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除くすべての法人をいう。
- 2 「その他の団体」とは、PTA、町内会、消費者団体、商店会、各種市民団体等で法人格はないが団体の規約及び代表者が定められているもの（団体としての実態を備えたもの）をいう。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条第5項から第7項までに掲げる事業（例えば、物品販売業、畜産業、医業等）を営む個人のほか農業、林業、漁業等を営む個人をいう。
- 4 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等に関する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人情報（例えば、事業を営む個人の家庭状況、事業活動と区分される財産、所得等）は第2号の個人情報となる。
- 5 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは次のような情報をいう。
 - (1) 公害の発生施設及びその状況
 - (2) 薬品・食品等の安全性に関する情報
 - (3) 悪質な訪問販売
 - (4) 欠陥商品の販売
- 6 公害、薬害、食品による危害、欠陥商品等事業者の事業活動に起因して、現に発生している生命、健康、生活又は財産に対する危険や損害が拡大したり、再発することを防止するため、あるいは将来発生する確率が高いこれらの危険や損害を未然に防止するため公にする必要があると認められる情報は、不開示情報から除外されるものである。この場合、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わないものである。
- 7 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」
 (ア)とは次のような情報をいう。
 - (1) 生産技術上又は営業活動上の情報

区 分	該当する情報
生産活動の状況に関する情報	生産品目、生産量、原材料の種類・組成・割合・保管等、施設・設備の規模・構造・配置・性能・稼動状況等

生産活動の計画・方針等に関する情報	新製品の性能・仕様・開発状況・工程・開始時期等、原材料の仕入れ等の計画・出荷予定等、新規施設、プラント、新設・更新等に係る機械・設備等の機種・台数・性能、新設・更新等の時期・経費等、職員の配置・研修、資金調達計画等
技術上のノウハウに関する情報	設計者等の考案・工夫等の係数・計算式、使用機械の種類・台数・利用技術、開発したプログラム・システムの内容、機械・設備等の機種・台数・規模・能力、機械・設備等の利用技術、工程管理、品質管理、工程上の事故・故障等の発生、機械・技術等の資材の種類・組成・寸法・加工技術等
事業又は営業活動内容に関する情報	販売実績・契約実績・契約内容、取引先・得意先の名称・取引内容・実績・納品状況等、商品の宣伝方法・営業活動、原価・販売単価等の積算等、受注経路・受注単価、経営診断、経営指導等
事業又は営業の計画	販売計画、販売高の見込額・目標等、受注・交渉の計画・方針等

(2) 経営方針、経理、人事等の事業活動情報

区 分	該当する情報
経営方針に関する情報	事業の将来展望・経営方針等、売場面積の拡張・店舗の改装等既存施設の更新、支店・営業所等の新設・移設・規模・内容、資金調達の予定額・調達方法、投資予定、投資対象等
経理及び財務に関する情報	事業収入額、必要経費の額、課税額、納税額、経理上の処理方針、動産・不動産等の資産の状況、取引金融機関名、預金口座等、金銭の出納、資金調達計画等
人事、給与等に関する情報	従業員の人数、氏名、就・退職年月日、勤務年数、配置状況、採用計画、応募状況、研修計画、給与体系、給与・報酬手当等の支給額、時間外勤務の状況等

(3) その他名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められる情報

区 分	該当する情報
信用に関する情報	借入金の額・債務保証・担保・相手方・条件・返済計画・返済状況等借入金その他債務の内容に関する情報、経営状態・

	資産内容等に関する情報、その他信用上不利を与えるおそれのある情報
評価判定、指示等に関する情報	行政処分に係る審査内容、立入検査、指導、企業診断等に係る評価、入札参加資格等法人の格付け、違反施設の名称・所在地・営業者名、法人等に対する指導・取締りとその結果、工事に係る評価等
その他法人等の正当な利益が損なわれると認められる情報	

8 次のような情報は、「**競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの**」とは認められず、開示することができる。

- (1) 法令等の規定により何人も閲覧できると定められている情報
 - ア 商業登記簿に登記された事項（商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条、第11条）
 - イ 土地登記簿・建物登記簿に登記された事項（不動産登記法（明治32年法律第24号）第21条）
 - ウ 建築計画概要書に記載された事項（建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2）
 - エ 開発登録簿に記載された事項（都市計画法（昭和43年法律第100号）第47条）
 - オ 政治団体収支報告書等に記載された事項（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条、第21条）
- (2) 社会通念上、公にすることが慣行となっていると認められる情報
 - ア 入札結果書
 - イ 市の出資団体の経営状況の報告書
 - ウ 上下水道工事店一覧表等に記載されている事項
- (3) 法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報
 - ア 企業パンフレット等により公表されている営業成績
 - イ 求人案内等により公表されている労働条件
- (4) 統計のように情報が処理又は加工されていて、個々の法人等が識別できなくなっている情報

工業統計調査、商業統計調査、事業所統計調査等の集計結果

9 実施機関が事務又は事業の実施等のために収集している法人等の情報の中には、不開示を前提として任意（法令等の規定により提供義務がある場合を除く。）に提供を受けているものもあり、そうした情報が開示された場合、法人等が情報提供を行わなくなる等、実施機関の情報収集に支障が生ずるおそれがあることから、「**実施機関の要請を受けて公にしないと条件で任意に提供された**」情報については、不開

示情報として取り扱うこととしたものである。ただし、公にしないとの条件を付したことについて合理的理由がないものについては、不開示情報に含まれるものではない。

第7条第4号関係(公共の安全等情報)

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

第1 趣旨

本号は、公にすることにより、公共の安全の確保と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報は、不開示とすることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護」とは、人の生命、身体、財産又は社会的な地位を犯罪等の危険から保護し、又は当該危険を除去することをいい、次のような情報がこれに当たる。
- 2 「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪行為を未然に防止することをいう。
- 3 「犯罪の捜査」とは、犯人を発見し、証拠を収集し、保全する活動をいい、内偵その他の任意捜査を含むものである。
- 4 この号に該当する情報には、次のようなものがある。

区 分	該当する情報
(1) 人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none">・ 犯罪等に関する情報の提供者、被疑者、参考人等の住所及び氏名並びに提供された情報の内容・ 公害、医療、廃棄物、違反建築物等の苦情、通報等に関する情報提供者の住所及び氏名（公害苦情処理票等）・ 特定個人の行動予定や家屋構造などが明らかになる情報（建築確認申請書等）

<p>(2) 犯罪の予防、犯罪の捜査に支障が生ずるおそれがある情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の目標となることが予想される施設等の所在、警備状況等に関する情報（毒物・劇薬等に係る届出、警備委託契約書の仕様書等） ・ 犯罪捜査に関する情報（捜査関係事項照会・回答等）
---------------------------------------	--

第7条第5号関係(意思形成過程情報)

(5) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

第1 趣旨

本号は、公にすることにより、市又は国等の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 「市及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の内部又は相互間」とは、次のことを意味している。

- (1) 市の内部
- (2) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部
- (3) 市の相互間（市の機関の相互間）
- (4) 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間
- (5) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間

2 「他の地方公共団体」とは、都道府県、他の市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう。

3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、事務事業の最終的な意思決定がなされるまでの間において行われる審議、検討又は協議に関する情報をいう。

4 「公にする」とは、本条第1号と同義である。

- 5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、外部からの圧力、干渉などの影響を受けることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいう。
- 6 「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、検討段階にある未成熟な情報を公にすることにより、誤解や憶測を与え、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。
- 7 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に公にすることにより、投機を助長するなどして特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれをいう。
- 8 「不当に」とは、情報の内容及び性質に照らし、検討段階にある情報を公にすることで保護される利益とそれにより生じる支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。当然に、人の生命、健康、生活又は財産を保護する観点からも比較衡量しなければならない。
- 9 市と国等とが協力して行う事務事業については、市若しくは国等のいずれか又は双方の最終的な意思決定がされていない情報は、本号の対象となる。
- 10 事務事業における個別の事案について、当該事案に係る意思決定がなされていても、当該事務事業の全体的な意思決定がなされていない情報は、本号の対象となる。
- 11 本号を解釈するに際しては、政策・意見に関する情報と事実に関する情報（調査結果、分析結果等）を区別して考慮する必要がある。つまり、審議、検討等の過程において、専門家が調査分析した資料が含まれることがあるが、このような資料は、それ自体として完結した情報と認められ、本号の対象とならない場合がある。

第7条第6号関係(事務事業情報)

- (6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

第1 趣旨

本号は、市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「市又は国等が行う事務又は事業」とは、市又は国等が単独で行う事務又は事業と市及び国等が共同して行う事務又は事業をいう。
- 2 「公にする」とは、本条第1号と同義である。
- 3 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の性質に照らして保護する必要がある場合に限り、不開示とすることができることを意味している。

「当該事務又は事業」には、試験、監査、交渉など同種の事務又は事業が反復して行われるようなものについては、将来の事務又は事業も含まれる。

- 4 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行が阻害されたり、事務又は事業を行う意味を失わせたりするなど、公にすることの公益性を考慮してもなお、看過し得ない程度の客観的、具体的な支障が生ずることをいう。したがって、支障の程度が、抽象的、名目的なものはこれに当たらない。

「適正」の判断に際しては、公にすることにより保護される利益とそれにより生じる支障とを比較衡量しなければならない。

当然に、人の生命、健康、生活又は財産の保護の観点からも比較衡量しなければならない。

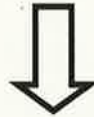
- 5 アからエまでに掲げるおそれは、公にすることで事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの典型的な例を示したものであり、他に想定し得るおそれを除外する趣旨ではない。

一色地区産廃跡地問題地域会議委員変更案

変更前：委員数19名

要綱 区分	氏 名	所 属	
1 号 委 員	地 域 住 民 代 表	青 江 勉	<ul style="list-style-type: none"> ・一色町町内会長連絡協議会代表 ・西尾市西部地区代表町内会長
		石 川 芳 行	<ul style="list-style-type: none"> ・一色東部小学校区代表町内会長 ・松木島町内会長
		藤 井 基 夫	生田町内会長

※変更箇所のみ抜粋



変更後：委員数21名

要綱 区分	氏 名	所 属	
1 号 委 員	地 域 住 民 代 表		一色西部小学校区代表町内会長
			一色中部小学校区代表町内会長
			一色南部小学校区代表町内会長
			<ul style="list-style-type: none"> ・一色東部小学校区代表町内会長 ・一色町町内会長連絡協議会代表
			生田町内会長